

2024（令和6）年度 第1回 尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会
多文化共生部会 会議録（要旨）

1 日 時

令和6年5月15日（水）午前10時から正午まで

2 場 所

尼崎市役所 本庁中館8階 8-2会議室

3 出席者

(1) 委 員： 4 名（朴部会長、太田垣委員、木村委員、伊藤委員）

(2) 事務局： 5名（総合政策局長、文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、ダイバーシティ推進課2名）

(3) 関係課： 1課（学校教育課）

4 傍聴者： 0名

議事1（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針について

部会長： それでは、本日の議題の(1)「（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針について」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： ――「尼崎市多文化共生社会推進指針案」及び「尼崎市外国人生活実態アンケート調査 報告書」に沿って説明――

部会長： 特定技能2号の方は尼崎にいますか。

事務局： 令和6年5月1日時点のデータで1人います。1号から2号への移行が始まりだしたと認識しています。

委 員： 学校に所属していない子どもが意外と多い。中でも学校や保育園の入り方がわからないとのことなので、工夫が必要ではないか。

事務局： 保育所の問い合わせについては外国人相談窓口にて、こども入所支援担当へ同行支援しているが、入所後、保育所からは保護者との連絡調整に困っているという話は聞いている。

委 員： 特に小学校や中学校は義務教育のため、外国籍の子どもにも教育を受ける権利があり、そのあたりに関して積極的なアプローチが必要だ。また、入学してから保護者が学校からの手紙を読めないといった意見もあったが、行政として多言語・多文化に対応できればと感じた。

委 員： 多国籍の子どもたちは義務ではなく、外国の方から入学希望があれば、学校側も歓迎できるが、そこに至るまでの説明が十分にできていない。

部会長： では本題の指針案について説明されたい。

事務局： ――指針案、「P10(2)日本語教育・学習の支援と推進 ア学校園等における日本語

指導・学習支援」について説明――

部会長：まず、ダブルリミテッドについて、日本に来た子どもの生活言語の発達スピードは大変早い一方で、母語を失っていく傾向がある。母国に帰ることになった場合、大きな問題となる。将来帰国する人のことを考えると、日本語だけでなく母語の教育も必要になってくると感じるがどうか。

委員：母語の支援にも重点を置いた方が良いと感じる。高校や大学への進学が難しいということは書かれていますが、その後のことも含めて、子どもたちに何をすべきなのかを指針として入れてはどうか。

委員：行政の立場では、生活言語を一番に考えるべきだが、生活言語と学習言語は別物であり、生活でコミュニケーションに困らなくても、実際授業で使われる日本語は理解できない子どもが多い。通常の授業とは別に学習言語を学ぶ時間を設ける自治体の事例はあったが、母語の習得は個人の責任とされていた。

部会長：その通りだ。母語の問題を行政が取り組むというのは財政的にも難しい。

委員：国が外国人を受け入れ、外国人もメリットがあって日本を選んで来ている中で、そのメリットに賃金だけでなく住みやすさや安全性、文化の面もあることを考慮すると帰国した時のための母語のサポートまでするのは難しいのではないか。

事務局：母語教育については、9 ページの施策体系に記載の「交流し尊重しあうまち」の中の、「アイデンティティの醸成」12 ページの(4)イに記載があります。

～該当箇所を読み上げ～

部会長：日本語教育と母語教育は切り離して考えるべきということは理解した。では、10 ページ(2)アに記載のある「母語による支援のほか、早期の日本語の習得が重要です」というのは、母語で日本語を教えるということですか。

事務局：学校に多言語支援員ということで兵庫県と市で通訳支援を導入しており、それによる母語での支援ということである。

部会長：進学のことについて、県立高校についての記載があるが、市立高校では外国人の特別選抜枠はあるのか。

事務局：ありません。

部会長：高校進学の際について、尼崎にある高校もそれ以外の高校も受験できるということで、全体を見て記載する必要があるということで理解したが、特別選抜枠の定員は兵庫県全体としてはどれくらいあるのか。

事務局：こちらで把握しているのは6校あり、それぞれ3名ということである。一般選抜になると日本語での試験になるので、早期の日本語教育が必要であるという結びの表現として

部会長：高校の特別推薦枠を広げようという話は出ていないのか。

委員：県では議論はされています。公立高校に行きたいというニーズは増えてきているが、入学後、卒業できる能力があるかどうか、子どもが卒業できない可能性があるにも関わ

らず、受け入れるということは難しく、高等学校の体制整備も必要になってくる。また、外国人枠と別で帰国子女枠というものもある。

部会長： 11 ページで「母語による多言語支援員の派遣と、学校などにおける日本語指導体制の構築が必要です」と記載があるが、これは母語が定着していない子どもに対しては母語による多言語支援で対応するという意味か。

事務局： 母語が全く定着していない場合は日本語の習得を早期に目指すという方法になろうかと思うが、母語がある程度できる状況であれば母語による学習支援も可能だ。ただ、片方だけではなく、母語と日本語の両方で取り組まなければならないということです。

部会長： 子どもたちが日本語を習得することに力を注ぐということか。

事務局： そのとおりである。

委員： 他都市の事例はどうか。

事務局： 例えば、入学前に一定期間、集中的に日本語を教えてから学校に送り出すという例や、放課後にボランティアが、日本語の指導を行うといった例もある。にも、一つの学校に集める方法もある。芦屋などは、元々外国籍の子どもが多い学校で放課後に、みんなで勉強する例もある。どの方法がいいのか、尼崎の実態と学校の体制もあるので、それらを調整しながら、「日本語の指導体制の構築」という言い方をしている。

部会長： 今後、特定技能2号で家族滞在の方が増え、市内の公立学校に多くの外国籍児童が増えることを想定すると現場は大変混乱すると思われる。この指針はこれらのような課題を投げかけるようなものにする必要がある。

委員： 成良中学校琴城分校とは、どのようなところなのか。

学校教育課長： 事情があって中学校に通えていない方が学びなおす場として夜間中学校であり、多様な世代が通われている。最近はネパール籍の方が多く、日本語教育と併せて中学の義務教育の勉強をしながら、高校受験をしたいという方も増えてきた。

委員： そこを日本語指導の場として活用することは難しいのか。

学校教育課長： 3学級分のクラスを日本語レベルに合わせてクラス分けすると、定員を超えてしまい、施設本来の「学び直し」を目的とする方が利用できなくなる点が難しい。

委員： 地域のボランティアで子どもたちに日本語指導を行い、授業についていけるように、さらには高校受験を目標に取り組んでいるところもあった。ボランティア同士で情報を共有しあって、できるだけ多くの子どもを見るという取組をしており、行政として場所の提供や有償ボランティアとして交通費程度の謝礼を支払ったり等の補助をするなどしている他都市の事例はある。

部会長： 兵庫県下の公立学校の中で外国人の子どもたちを配慮した入試制度の構築や入学後の対応の両方を準備しなければならない。具体案を考えなければ指針にはならない。

委員： 地域の日本語教育支援では、大学との連携も必要ではないか。大学という資源を活用して、教育関係の学部の学生と連携するなどお互いにメリットのある関係を築くことができるのではないか。

事務局：では、関連する 11 ページのイについて説明する。

—————資料読み上げ—————

こちらに記載の「関係機関」には大学等も含んでいる。また、市内には市主催の日本語教室が 4 か所あり、ボランティアグループも多数存在している。その中で園田女子大学と連携してボランティアを一つ立ち上げてみようかといった動きもでている。そのような中、課題としているのが、地域の日本語教室の大半が大人向けの日本語教室である点である。子どもを教えるというのは、別のスキルが必要となり、日本語を教えるノウハウが異なることから子どもの受け入れが難しいところがあり、ボランティア団体同士の横の繋がりも、今まさに強化していこうと考えており、指針に記載している。

委員：今、「ボランティア」というのではなく「支援者」と呼ぶ動きがある。子どもに日本語を教えるのは難しく、夜間に実施する場合や学校区を超えた際に送り迎えが必要となるなどの課題もあるため、オンライン化も必要ではないかという声もあるが、子どもにオンラインで指導することはさらに難しいと考えられる。

事務局：指針としては今後 10 年先までを想定したものとする予定である。先ほどの話の中でいくと、11 ページに記載の「子どもをはじめとする様々な外国籍住民が教室に参加しやすくなるような手法を工夫するなど」というところでオンライン化なども見込んでいる。具体的には「オンライン活用など」といった記載になると思う。

学校教育課長：日本語教育という記載について、多文化共生サポーター等は日本語指導という言葉を使っている。尼崎市の学校園の日本語を教育とするのか指導とするのかは整理する必要がある。

また、母語を話せる支援員を派遣する目的は母語での学習言語習得も目的のひとつだが、母語での支援を通じた子どもの心のサポートというところもあり、そのようなところも入れていくべきなのではないかと感じる。

学校教育課長：日本にきた子どもたちはすぐに生活言語を話せるようになるため、日本語を話せない保護者の通訳などに必要とされてしまい、学校を休まざる得ない状態になるなど、いわゆるヤングケアラーになってしまう現状もある。そういった関連で進学の記載のところについて、より幅広い進路選択が可能となるような日本語指導支援をしていくというような言葉を使っていたきたい。

部会長：生活言語と学習言語は違うので、学校の勉強についていくためには学習言語の支援が必要である。では、次の 14 ページを事務局から説明をお願いする。

事務局：—————資料読み上げ—————

委員：地域社会から孤立してしまうことは避けなければなりません。外国籍住民の努力だけでなく、日本人住民にも寄り添ってもらえるよう、特に若年層の教育指導に着目している。外国人に対する支援と同時に、日本人住民に対するグローバル化のようなものを両輪で支援していく必要がある。

若年層の多文化教育の支援についても行政の外国人支援と捉えていただきたい。

部会長：「例えば、病院の付き添い時の多言語支援などの様々なニーズ」と記載があるが、尼崎市の中で医療の多言語化を進めている病院というのはあるか。

事務局：市内では県立総合医療センターが多言語化での支援ができると聞いている。現状として通訳までは求めなくても、ご近所の方が一緒に付いて行ってあげるだけでも十分に効果はあるのではないかと感じている。

部会長：他都市の事例として、通訳機械の設置や、電話での通訳を導入するなどしているところもある。

事務局：本市では難しいと考えている。有償にはなるが通訳ボランティアを派遣している事業者もある。基本的な翻訳では、様々な翻訳アプリや通訳アプリで対応しているのが現状かと思う。

また、指針の中では、「日頃から外国人住民と接している地域住民や地域に根差した支援団体とも協力・連携を図りながら取り組む必要がある」と記載している。

部会長：今回の部会を経て委員の皆様のなかで変更すべきところや改善が必要だと思われる箇所については、後程でも良いので事務局に連絡することとする。

事務局：それでは本日のご意見を一旦まとめさせていただく。

(P10(2)ア)

・日本語教育という表現について、日本語指導と改める必要があるのではないか。学校の中では日本語指導、地域の中では日本語教育などと使われていることから、使い分けが必要である。

・幅広い進路選択、環境整備のことについての記載と、取組については具体的な事例を記載してわかりやすくする。

(P11 イ)

・日本語ボランティアを支援者と言い換える必要がある。10 年先までの指針ということで表現に幅を持たせる。

今後、追ってご意見がある場合は事務局にご連絡いただくのと同時に、教育委員会とも調整し、今日のご意見を反映させたものをみなさまにご確認いただくという流れで進めていきたい。

本日、欠席の石元委員からのご意見をいただいているものについて紹介する。資料 8 ページの基本目標について、そもそもなぜ多文化共生を推進するのか、多文化共生に対して好意的ではない市民に対して説明するために、その意義について記載する必要があるのではないか。とのご意見をいただいております、皆様からご意見がありましたら、それを踏まえたうえで次回の全体会に諮りたい。

委員：指針の中で日本語教育や日本語指導というところで、やはり日本人住民に向けても啓発が必要であり、特に若年層の日本人住民に対する多文化教育というところも指針の中にわかりやすく入ると良いと思う。

委員：支援者の部分で、他機関との連携と記載はあるが、それらの支援者に対して、行政と

してどのようにして支援していくのかで、支援者の支援ができるしくみづくりも必要であり、連携だけでなく支援者支援についても組み込めると良いと思う。

部会長： 外国籍の方だけでなく、それを支える支援者にもどうするか、または一般市民へもどうしていくかといったところを入れる必要がある。

事務局： 指針としては、14 ページのウに「ボランティアが活動しやすい環境整備を図るとともに、地域の課題の共有を図り、様々な団体の支援につなげます。」の中にもそれらは含まれているので、わかりやすく具体例も含めたい。

議事2 その他

次回の部会開催予定日の日程調整を行った結果、6月14日(金)の全体会終了後、引き続き多文化共生部会を行うこととする。

部会長： それでは、これをもって、令和6年度第1回尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会多文化共生部会を閉会する。

以 上